

石川県新型コロナウイルス感染症 緊急包括支援事業(介護分)

1

介護従事者への **慰労金交付事業** (以下、慰労金)



新型コロナウイルスの感染防止対策を講じながら介護サービスの継続に努めていただいた職員の皆さまに心からの感謝の気持ちとともに慰労金を交付します。

対象者 石川県内の全ての介護サービス事業所・施設等に令和2年2月21日(金)から6月30日(火)までの間に通算して延べ10日以上勤務した者で、「利用者との接触」を伴いかつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている職員

感染者が発生・濃厚接触者に対応した施設・事業所に勤務し利用者と接する職員

通所・施設系 感染者・濃厚接触者発生日以降に勤務を行った場合

訪問系 感染者・濃厚接触者に実際にサービスを提供した場合

上記以外の場合

その他の介護サービス事業所・施設等に勤務し利用者と接する職員

交付額

20万円

5万円

5万円

2

感染症対策を徹底したうえでの **介護サービス提供支援事業** (以下、支援金)

必要な物資を確保するとともに、感染症対策を徹底しつつ介護サービスを継続的に提供するための支援をします。

支援対象経費 (例) 衛生用品等の感染症対策に要する物品購入、外部専門家等による研修実施、感染防止を徹底するための面会室の改修費、消毒費用・清掃費用、タブレットや自動車等のICT機器の購入又はリース費用 等
→ 「よくある質問」でもご確認下さい

支援上限額 サービス種別毎に設定(「基準単価表」参照)
(例) 通所介護(通常規模型) **89.2万円**/事業所、訪問介護 **53.4万円**/事業所、特養 **3.8万円**×定員数

3

介護サービス **再開に向けた支援事業** (以下、支援金)



介護サービスの利用再開に向けた利用者への働きかけや環境整備などを支援します。

① 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成

対象事業所 令和2年4月1日以降、サービス利用休止中の利用者(当該事業所の利用者で、過去1か月の間、当該サービスを利用していない者)への利用再開のための支援を行った在宅サービス事業所

支援額 1利用者あたり **1,500円～6,000円**(「基準単価表」参照)

※ 1利用者につき1回まで助成することができます。

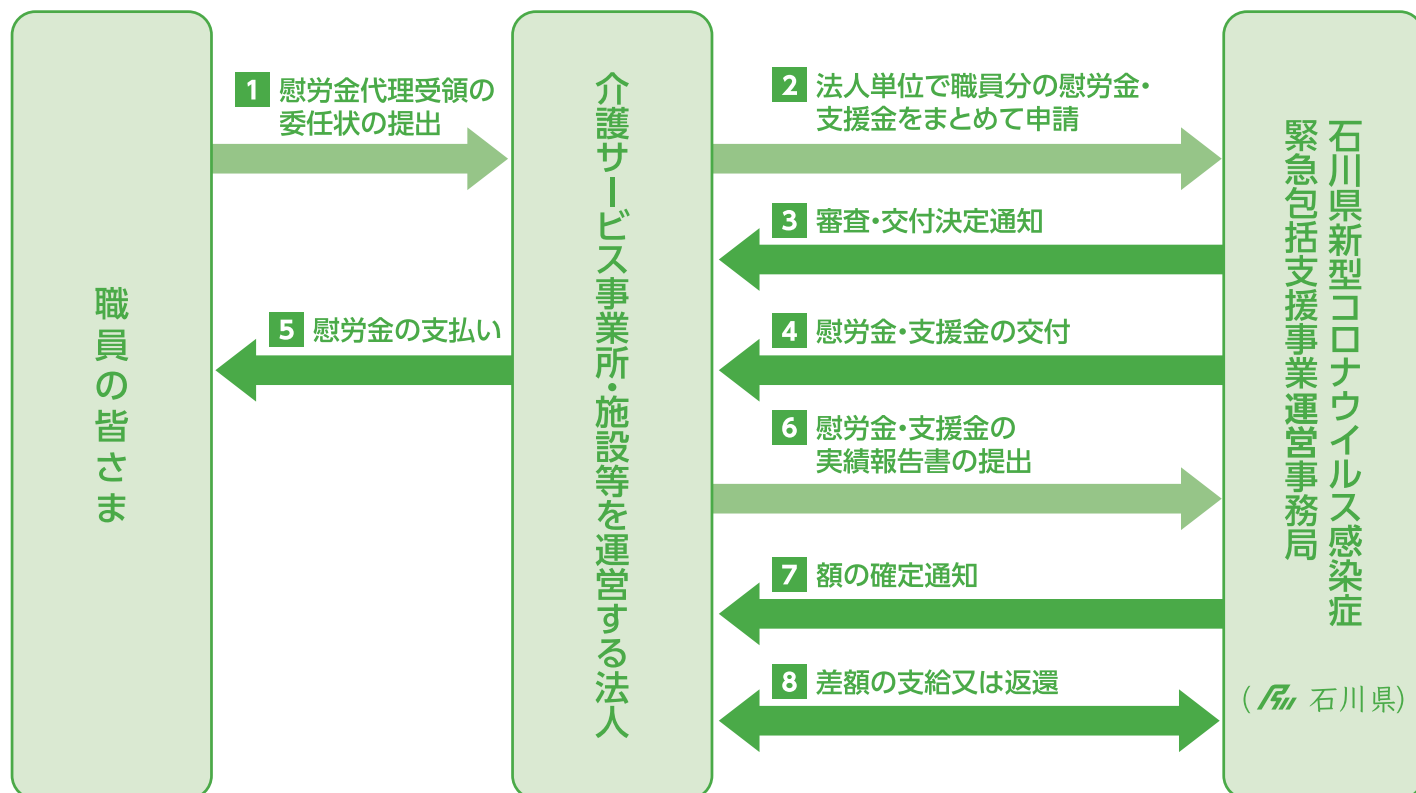
② 在宅サービス事業所における環境整備への助成

対象事業所 令和2年4月1日以降、感染症防止のための環境整備を行った在宅サービス事業所

支援対象経費 「3つの密」を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に要する以下のようなものの購入費用 等
(例) **感染症対策に要する長机、飛沫防止パネル、換気設備、自転車、ICT機器、内装改修費** 等

支援上限額 1事業所あたり **20万円**(「基準単価表」参照)

申請の流れ



申請にあたっての留意事項

必ずよくある質問を熟読のうえ、申請してください。

(1) 慰労金の申請について

- 利用者と接する職員で、対象期間に10日以上勤務した者を特定したうえで、慰労金の代理受領委任状を徴集し、各介護サービス事業所・施設等で保管してください。
- 派遣労働者、業務委託受託者の従事者等も、要件に合致する場合は、慰労金の対象となりますので、派遣会社・受託会社と相談し、対象となる業務に10日以上勤務している職員を特定したうえで、慰労金の代理受領委任状を徴集し、各介護サービス事業所・施設等で保管してください。

(2) 支援金の申請について

- 「基準単価表」により支援の対象となる経費と上限額を確認し、申請する額を計算してください。
※令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる費用が対象となります。
- 県内に複数の事業所、施設等を運営する法人は、各事業所、施設等の様式を取りまとめて申請してください。

(3) 慰労金、支援金については、交付申請書に基づき概算交付するため、3月31日までの予定を見込み、追加で交付が生じない額で申請してください。

慰労金・支援金の交付にあたっての留意事項

申請内容を確認後、法人へ慰労金・支援金を交付します。

(1) 慰労金の交付について

法人は県から慰労金の交付後、対象となる職員へ慰労金をお支払ください。

また、対象となる職員に慰労金を支払ったことを証明する書類を保管し、後日、県から提出を求められた場合に提出できるようにしてください。

※慰労金は非課税所得となります。給与等とは別に振り込むことなどにより、源泉徴収しないように注意してください。

※給料とは別に給付金を振り込む際の振込手数料も助成の対象となります。証拠となる書類を保管してください。

(2) 支援金の交付について

領収証等の支出の証拠となる書類及び利用再開支援を行った記録がわかる書類を保管し、後日、県から提出を求められた場合に提出できるようにしてください。

(3) 概算交付された慰労金・支援金等については、実績報告で概算交付額を下回った場合は、差額の返還が必要となります。

申請方法



下記URLより申請してください。

<https://amarys-jtb.jp/ishikawa-kaigo/>

※石川県緊急時トップページ(簡易版)にもURLの掲載がございます。

提出期限

令和2年12月28日まで

事業の詳細は県HPで検索

石川県緊急包括支援事業

検索

※ご提出につきまして

- ・申請書のフォーマットは上記URLに入ってください、トップ画面から出力が可能です。
- ・申請書のご準備ができてから申込登録をお願いします。
- ・慰労金、支援金等の各事業は一つの申込書で行いますので、**同時に申請をお願いします。**

※支援金事業につきまして

- ・最終的に実績報告書に基づき審査しますので、交付申請書は概算での申請でも差し支えありません。
- ・**上限金額より低い額にて交付申請された場合、実績報告書での追加請求はできませんのでご注意ください。**

※退職者の方へ(慰労金事業)

- ・対象期間中に在籍していた事業所等を退職された方は、対象期間中に在籍していた事業所等から申請下さるようお願いいたします。
- ・対象期間中に在籍した事業所等が現在存在しない方、また、すでに在籍した事業所等が申請を済ませてしまった方は、添付申請書をダウンロードいただき、下記事務局まで郵送ください。

実績報告書の提出に関しまして

- ・本ホームページにて実績報告書申請資料が添付されておりますので、ダウンロードいただき必要事項を記載ください。
- ・書類のご準備ができましたら、**下記事務局住所へご郵送をお願いいたします。**
- ・実績報告書の提出期限は、**令和3年1月29日(金)**までです。

お問い合わせ先

石川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業運営事務局(介護分)

TEL 076-208-5135

FAX 076-208-5138

受付時間 平日 9:00~17:00

運営事務局住所

〒920-0869 石川県金沢市上堤町2-37 金沢三栄ビル7階
石川県新型コロナウイルス感染症 緊急包括支援事業運営事務局(介護分)

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、事務局へのご来訪はご遠慮願います。

よくある質問

1 慰労金について

問1-1 介護サービス事業所のほかに医療機関等にも勤務する職員は、介護分、医療分、障害分のどの慰労金を申請すればいいですか。

答 各職員がどの事業所を経由して慰労金を申請するのかは、各職員の判断となりますが、1人につき1ヶ所からの申請を行うこととなります。

問1-2 慰労金交付の対象者を教えてください。

答 下記の条件を全て満たす場合は、雇用形態や職種に関わらず、慰労金交付の対象となります。(ボランティアは除く。)
①2月21日(本県の感染症患者1例目発生日)～6月30日の間、10日以上勤務
②利用者と接する日が1日でもあった。

問1-3 「10日以上勤務」の要件について、勤務日数の数え方を教えてください。

答 1日あたりの勤務時間は問わず、勤務日数を数えてください。夜勤により、日をまたぎ、当該介護サービス事業所・施設等の1日の所定労働時間を超える場合は2日と算定して差し支えありません。また、複数の介護サービス事業所・施設等で勤務した場合は合算して算定してください。

問1-4 「利用者と接する」の定義を教えてください。

答 利用者と接するとは、身体的接触に限られるものではなく、対面する、会話する、同じ空間で作業する場合も含まれます。利用者がある建物から離れた別の建物に勤務し、物理的に利用者に会う可能性が全く無いような場合は対象とはなりません。

問1-5 支給額が20万円となる場合を教えてください。

答 下記の条件を満たす場合は、20万円となります。

〈訪問系〉

実際に感染症患者または濃厚接触者にサービスを1度でも提供した職員

〈その他の介護サービス事業所・施設等〉

利用者に感染者が発生または濃厚接触者である利用者に対応した介護サービス事業所・施設等で、実際に発生した日以降に利用者(※)と接触した職員(※利用者は感染症患者または濃厚接触者に限定されません。)

問1-6 派遣労働者や業務委託従事者の従事者は慰労金交付の対象となりますか。

答 派遣労働者、業務委託受託者の従事者も、利用者との接触を伴い、かつ、継続して提供が必要な業務を行う場合は、慰労金の対象となります。派遣労働者や業務委託受託者の従事者への慰労金支払いは、介護サービス事業所・施設等を運営する法人と派遣会社・受託会社との調整により、どちらで行っても構いません。ただし、交付申請は、介護サービス事業所・施設等を運営する法人が行ってください。

2 支援金について

問2-1 どのような費用が対象となりますか。

答 令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる費用で、感染症対策を行った上で安全に事業を実施するために必要な費用であれば対象として差し支えありません。感染症対策や3密対策に資するのであれば、エアコンや空気清浄機その他、パソコン、携帯電話、Wi-Fi設備機器、オンライン面会用のICT機器、移乗時に接触を避けるための介護ロボット、感染が疑われる利用者の離床を検知するためのセンサー等も対象となります。

問2-2 併設する事業所で複数のサービスの指定を受けている場合、交付の上限額はそれぞれの基準単価までとなりますか。それともいずれか高い方の額となりますか。

答 それぞれの事業所ごとの基準単価までの交付となります。